

(第1号様式)

# 5条申請記入例 農地転用等の通知書等

↓※どちらか○で囲む

※次の様に記入

このたび下記の土地についての農地法第 5 条 第 項 第 号の規定による 許可の申請 にあたり、地区除外等処理規程に基づきあらかじめ通知します。

なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

↓※申請日を記入

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※2枚目も押印

※当該土地に係る組合員  
住所及び氏名記入→ (押印必要) 転用組合員 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川太郎

※組合員以外の当事者  
住所及び氏名記入→ (押印必要) 転用関係者 住所 多気郡大台町粟生159  
氏名 粟生花子

※相方協議の上(組合員・関係者)いずれか  
住所及び氏名記入→ (押印必要) 決済者 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川太郎

宮川用水土地改良区 ↓※理事長名を記入

理事長 奥山伊助 様

1 土地 ↓※転用土地の所在、地番、地目及び面積並びに転用目的の記入  
市 明 和 町 大字 池 村

| 字名 | 地番     | 地目 | 面積                   |                      | 転用目的 | 備考 |
|----|--------|----|----------------------|----------------------|------|----|
|    |        |    | 台帳                   | 転用                   |      |    |
| 惣田 | 1738-2 | 田  | 1,000 m <sup>2</sup> | 1,000 m <sup>2</sup> | 住宅建築 |    |
|    |        |    | 以下                   | 余白                   |      |    |
|    |        |    |                      |                      |      |    |
|    |        |    |                      |                      |      |    |
|    |        |    |                      |                      |      |    |

2 公 図 写 ←※2部準備(お手数ですが登記簿の写しも1部添付下さい)

3 位 置 図 ←※2部準備

転用許可申請書

4 農 業 委 員 会 ( 県 知 事 ) に 提出しようとする日

転用届出書

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜に供されている場合あつては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

申請人又は代理人連絡先 粟生花子 0598-83-2041

(第1号様式の添付書類)

# 5条申請記入例 誓 約 書

↓※申請日を記入

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日付私等申出の貴土地改良区区域内

↓※転用土地の所在、地番、筆数、面積を記入  
明 和 町

1738-2 番地外 一 筆 (総数  
池村字惣田~~二~~軒

1,000 m<sup>2</sup>)の農地転用に関し、農地法第 5 条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約  
↑※次の用に記入

↑※必要な場合○で囲む

いたします。

↓※申請日を記入

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※2枚目も押印

※当該土地に係る組合員  
住所及び氏名記入→  
(押印必要)

転用組合員

住 所 伊勢市河崎1丁目11番8号

氏 名 官 川 太 郎

↓  
宮  
川

※組合員以外の当事者  
住所及び氏名記入→  
(押印必要)

転用関係者

住 所 多気郡大台町粟生159

氏 名 粟 生 花 子

粟  
生

※相方協議の上(組合員・関係者)いずれか  
住所及び氏名記入→  
(押印必要)

決 済 者

住 所 伊勢市河崎1丁目11番8号

氏 名 官 川 太 郎

宮  
川

宮川用水土地改良区 ↓※理事長名を記入

理事長 奥 山 伊 助

様

記

- 1 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 2 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
- 3 当該土地が、将来、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 4 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害補償の責に任じます。
- 5 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を施行します。
- 6 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
- 7 この誓約に違背した場合、如何なる処置に対しても異議ありません。